

第 2 8 2 回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

- 1 . 開催年月日 令和 3 年 4 月 1 9 日 (月) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 5 8
- 2 . 通知年月日 令和 3 年 4 月 7 日 (水)
- 3 . 公示年月日 令和 3 年 4 月 7 日 (水)
- 4 . 開催場所 長崎市尾上町 3 - 1
長崎県庁 3 階 3 0 8 会議室
- 5 . 出席者 (委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、浅川委員、岡村委員、山外委員、五島委員
(事務局) 吉田事務局長、中ノ瀬事務局次長、市山課長補佐、渡辺係長、山下係長、遠山主任技師
(県) 漁業振興課漁業調整班 伊藤主任技師
- 6 . 議 題
 - 第 1 号議案 会長及び会長代理の互選について
 - 第 2 号議案 長崎県連合海区漁業調整委員会委員の互選について
 - 第 3 号議案 有明海四県漁業調整協議会委員の選出について
 - 第 4 号議案 長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第 4 に関する合意書に基づく協議会委員の選出について
 - 第 5 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について (諮問)その他
 - (1) 天草不知火海区漁業調整委員会との定期協議会について

7. 議 事

(開 会)

事務局 ただ今から、第282回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。まず、委員会開催にあたりまして事務局長よりご挨拶申し上げます。

事務局長 (事務局長挨拶)

事務局長 議事に入ります前に、ご相談でございます。本来議事進行は当委員会の会長に行っていただきますが、会長が決まっておられませんので、事務的な部分である委員の席順決定、それから委員及び事務局の紹介、海区漁業調整委員会の性格と権限等の説明、会長選出までの仮議長の決定までを事務局の方で進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

事務局長 まず、席順を抽選により決定したいと思います。席順の番号は机の上にお示しているとおりでございます。これから、事務局が抽選番号を持って回りますので、くじを引かれたら、その番号の席にお着き下さい。

この抽選で決まった番号の席は、これから4年間そのままですので、ご了承願います。

なお、のちほど会長互選を行いますが、会長になられた委員さんは会長席となりますので、番の席の委員さんは、空いた席へ移動していただくことでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

< 抽選 >

事務局長 改選後最初の委員会ですので、事務局から席順に従って委員の方の紹介、並びに事務局職員と本日出席の県職員の紹介をいたします。

事務局 (委員、事務局員、出席県職員の紹介)

事務局長 続きまして、「海区漁業調整委員会の性格と権限」及び「長崎県南部海区漁業調整委員会規程」について説明します。

前期に引き続き委員になられた方はご存知のことと思いますが、再確認の意味を含めてお聞きください。

事務局 (資料により説明)

事務局長 以上を持ちまして「海区漁業調整委員会の性格と権限」及び「長崎県南部海区漁業調整委員会規程」についての説明が終わりましたが、ご質問はございませんでしょうか。

各委員 (質問なし)

事務局長 続きまして、議事に入る訳ですが、漁業法施行令第13条第1項に、会長が会務を総理するとあり、また漁業法第137条第2項に「会長は委員が互選する」と規定されておりますが、会長が決まるまで、仮議長により進めてまいりたいと思います。

仮議長は事務局が指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

事務局長 ご異議ないようですので、委員の皆様のうち最年長の浅川委員に仮議長をお願いいたします。浅川委員、仮議長席にお願いします。

仮議長 委員会を再開します。

(浅川委員) ご指名がありましたので仮議長を務めさせていただきます。スムーズに会長が選任されますよう、皆様のご協力をお願いします。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局からあらためて報告願います。

事務局

本日は、村田委員、松下委員が欠席されております。
定員15名中、13名の委員の出席となっております。
出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。
なお、本日欠席の村田委員、松下委員から、第1号議案の会長及び会長代理の互選については、皆様方の決定に一任する旨の了解をいただいておりますので、ご報告いたします。

仮議長
(浅川委員)

それでは、第1号議案「会長及び会長代理の互選について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

会長につきましては、漁業法第137条第2項に「海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。」とありますことから、互選していただくものです。会長代理につきましても、漁業法施行令第13条第2項に「漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。」とありますことから、互選していただくものです。

会長の職務に関しましては、漁業法施行令第13条第1項に「漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。」と規定されております。お手元の資料の3ページに、第22期長崎県南部海区漁業調整委員会委員の名簿を添付しておりますので、ご参考とされてください。以上で説明を終わります。

仮議長
(浅川委員)

ここで、本委員会を休会し、協議会で協議してはいかがでしょうか。

各委員

(異議なし)

仮議長
(浅川委員)

それでは委員会を休会し、協議会といたします。

< 協議会 >

仮議長 (浅川委員)	それでは、委員会を再開します。
岡部委員	会長には中立委員の吉谷委員、会長代理には漁業者委員の野田委員を推薦します。
仮議長 (浅川委員)	ただ今、会長に吉谷委員、会長代理に野田委員が推薦されましたが、ご意見等ございませんか。
各委員	(意見なし)
仮議長 (浅川委員)	他にご意見もないようですので、会長には吉谷委員、会長代理には野田委員とすることに決定してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
仮議長 (浅川委員)	ご異議もないようですので、第1号議案「会長及び会長代理の互選について」は、会長には吉谷委員、会長代理には野田委員を決定いたします。ご協力ありがとうございました。
事務局	それでは、会長と会長代理が決定しましたので、吉谷会長は会長席へ、8番の松尾委員におかれましては、吉谷委員のおられた席へご移動をお願いします。
事務局長	まず会長と会長代理お二人にごあいさつをお願いし、その後は、会長に議事を進めて頂きます。
会 長	(会長あいさつ)
野田委員	(会長代理あいさつ)
会 長	次の議事に入ります前に、事務局と打ち合わせをさせて頂きたいので、10分ほど休会いたします。

< 休会 >

会 長

委員会を再開いたします。

議事に入ります前に、議事録署名人を指名したいと思いますが、当委員会規程第6条第2項により、会長と会長が指名した2人以上の出席委員が議事録署名人となる旨規定されております。

つきましては、席順に従い指名していくことでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

会 長

議事録署名人については、浅川委員と小林委員にお願いいたします。それでは議事を続けます。

第2号議案「長崎県連合海区漁業調整委員会委員の互選について」、

第3号議案「有明海四県漁業調整協議会委員の選出について」、

第4号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会委員の選出について」は一括して上程し、協議会に切り替えて検討した上で、それぞれ議決したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

(異議なし)

会 長

異議がありませんので、第2号議案から第4号議案を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

長崎県連合海区漁業調整委員会、有明海四県漁業調整協議会、長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会委員の選出についての説明

会 長

それでは、委員会を休会し、協議会といたします。

< 協議会 >

会 長

委員会を再開します。

第2号議案「長崎県連合海区漁業調整委員会委員の互選について」ご意見ございませんか。

浅川委員 長崎県連合海区漁業調整委員会委員に岡部委員を推薦します。

会 長 他にご意見はございませんか。

各委員 (意見なし)

会 長 他にご意見もないようですので、長崎県連合海区漁業調整委員会委員には岡部委員とすることに決定してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 それでは第2号議案については、長崎県連合海区漁業調整委員会委員に岡部委員を選出することに決定します。

続きまして、第3号議案「有明海四県漁業調整協議会委員の選出について」ご意見ございませんか。

野田委員 同じ有明海ということで、有明海四県漁業調整協議会委員に吉本委員を推薦します。

会 長 他にご意見はございませんか。

各委員 (意見なし)

会 長 他にご意見もないようですので、有明海四県漁業調整協議会委員は、吉本委員とすることに決定してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 それでは第3号議案については、有明海四県漁業調整協議会委員に吉本委員を選出することに決定します。

続きまして、第4号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知

火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会委員の選出について」ご意見ございませんか。3名の選出をお願いします。

浅川委員

橘湾海区に関することですので、長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会委員には、吉谷会長、小林委員、本西委員を推薦します。

会 長

他にご意見はございませんか。

各委員

(意見なし)

会 長

他にご意見もないようですので、長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会委員は、吉谷会長、小林委員、本西委員とすることに決定してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

会 長

それでは第4号議案については、長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会委員に、吉谷会長、小林委員、本西委員を選出することに決定します。

続きまして、第5号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

資料の31ページをごらんください。

県からの諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

内容について、お手元の資料の32ページから34ページに関連する資料を添付しておりますので、県の担当から説明いたします。

県担当者
(漁業振興
課漁業調整
班)

以下の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び有効期間について、説明。

- ・ ひら、このしろ流し網漁業 (諫早湾地区)
- ・ すずき流し網漁業 (諫早湾地区)
- ・ 雑魚地びき網漁業 (橘湾東部地区)
- ・ がんがぜ潜水器漁業 (平島地区)
- ・ あわび漁業 (崎戸地区)
- ・ なまこ漁業 (崎戸地区)

会 長

ただいま説明がありました第5号議案について、ご審議願います。

岡部委員

地びき網漁業について、最も沿岸で営まれる漁業であるにも関わらず、漁業を営む者の資格に4つの市の住所を有する者としてありますが、何か理由があるのですか。

県担当者
(漁業振興
課漁業調整
班)

こちらの住所要件については、昨年漁業法、調整規則の改正以前に、実際の許可を受けている者がおられる漁協を各々回らせていただき、住所要件等の要件をどうするのかについては、漁協さんの裁量で定めさせていただいております。

この地びき網漁業 (橘湾東部地区) につきましては、これから漁業者の人口が減少し、合併等が進んでいくことが予想され、そうなった場合に、現在の漁協がある地域で操業はするけれども、住所は別の所にある方についても基本的には受け入れる方向で考えているので、住所要件は橘湾全体まで広げたいというご要望があったという経緯がございます。

五島委員

この地びき網は、共同漁業権の中で操業するけれども、該当漁協の組合員以外の方が操業することにもなるということですかね。

県担当者
(漁業振興
課漁業調整
班)

はい。そういったことも可能でございますが、あくまで共同漁業権の免許受有者は今のところ橘湾東部漁協ですので、漁業権侵害に当たるような許可は発給できませんから、申請書の様式の中に、共同漁業権を操業区域に含む許可につきましては、申請の段階で、共同漁業権者の同意書を求めることで、地元漁協と調整が取れているということを確認して許可を出すような仕組みにしています。

岡部委員 将来的には広範囲の漁業者を含めてという考え方もあるかもしれませんが、今の段階で、可能性のために漁業を営む資格というある意味制限の所を広げるのが、混乱のもとにならないか少し危惧します。

五島委員 共同漁業権の関係地区外の方も申請できるとしているときに、漁業権者の同意書をもってきてから申請するという事にされていますが、申請の競合が起きた場合は、書面同意の有無で判断するのですか。

県担当者
(漁業振興
課漁業調整
班) いえ、知事が必要と認める書類として同意書を定めておりますので、同意書がなければそもそも要件を満たしていないので、申請を受付けません。同意書がある2者で競合した場合は、優先順位が発動する形になっておりまして、実績の有無や漁協からの推薦であるとかを勘案していくこととなります。

岡部委員 地びき網というのが、どちらかという観光漁業という性質を持ちやすいという側面があるかと思えます。地域の中に既に営む者がいれば、地域外の方が来ても優先順位で地域内の方が優先されると思うのですが、たまたま地域内の方がいない所に地域外の方が申請をあげてこられるとその方を受け入れる形になるかもしれません。そういう話が本当に来た時はその時にしっかり検討すればよいのかもしれませんが、可能性があるからということで、今の段階でどこの地区でもいいですよとしたときに、他の漁業とのトラブルも漁協が調整しないといけないと思えます。

橘湾東部さんは漁協の調整力が高いので、現時点ではトラブルは考えにくいと思いますが、例えば、今緩和しておいて、次制限するということができるのか、少し心配しています。

県担当者
(漁業振興
課漁業調整
班) 制限措置につきましては、継続の許可の対象となる漁業については、基本的に同じ措置が続くこととなりますが、都度新規の許可をする漁業につきましては、許可有効期間の満了毎に別物となりますので、見直しのタイミングは許可の有効期間ごとにあるものと考えております。

会 長 他にご質問等もないようですので、第5号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」については諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨、答申することにご異議

ございませんか。

各委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第5号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」は諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨、答申することに決定します。

続きまして、その他の件に移ります。

「(1)天草不知火海区漁業調整委員会との定期協議会について」報告をお願いします。

事務局

- ・長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書及びこれに基づく協議会運営要領により、協定の対象海域におけるまき網漁業と釣り漁業の操業秩序が確保されることを目的に協議会を毎年1回定期的に開催。
- ・開催地は長崎県と熊本県が交互に行うこととしており、令和2年度は長崎県が開催県だが、現在の新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮し、3月に書面で開催。
- ・各議案については承認され、結果については両県水産行政部局、九州漁業調整事務所へ通知済み。
- ・次回は令和4年の1～2月の月夜間に熊本県側で開催予定。

会 長

ただいまの報告について、委員の皆様から何かありませんか。

各委員

(意見なし)

会 長

他に事務局からは何かありますか。

事務局

- ・漁業調整委員会の委員徽章についてのご案内

会 長

ただいま説明について、ご意見等ありますか。

各委員

(意見等なし)

会 長

委員の皆様から何かありますか。

各委員

(意見等なし)

会 長

特にご意見もないようですので、これをもちまして、第282回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

< 閉 会 >

(4 月 1 9 日 1 5 : 5 8 終 了)